

千葉県アーチェリー協会事務局よりの連絡

2022. 03. 01

1. 2022年度(令和4年度)県ア協会主催行事について

○大会の新設・名称変更はありません。しかし、関東ターゲット選手権大会(主管:東京都)、関東フィールド選手権大会(主管:埼玉県)の日程と場所が未定ですので今後県ア協会主催行事も変更が考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては昨年度同様に行事の延期や中止も考えられます。その際は県ア協会HPにてご連絡します。

2. 全ア連競技規則改正について(2022年4月1日改正施行)

WA(世界アーチェリー連盟)の競技規則の改正に伴い、全ア連の競技規則も改正となりました。

(主な改正点)

●行射時間の変更

・予選ラウンド、交互射ちでないイリミネーション→ファイナルでは、1射あたり30秒(3分6射)

改正により、国体や関東地区T選手権大会なども1射30秒で実施されるため、県主催の国体県予選会、関東T県予選会、県T公認記録会は規則通り1射30秒(3分6射)で行う。ただし、社会人900R大会や障がい者大会等は従来どおり1射40秒(4分6射)で行う。なお、県ア協会公認の各市民大会等の競技会は、1射30秒で行うか40秒で行うかは各団体の判断で行ってください(2023/3/1まで)。

3. 会員登録について(締切は4月30日です。)

(1) 県ア協会会員登録について

県ア協会加盟団体登録済の方は団体登録扱いになりますので各加盟団体からの登録となります。なお、直接県ア協会に個人登録することもできます。4月30日締切以降も随時受け付けています。○登録用紙は3月1日以降、県ア協会HPより随時ダウンロードできます。

(2) 全ア連会員登録について(※2022年度より登録費が値上げとなりました。詳細はHPで)

県ア協会会員登録と同様に団体登録扱いの方は各加盟団体を通じての登録となります。会員登録は随時可能です。ただし、新規登録者へ全ア連会員カードが届くのは多少遅れます。○仮登録後、会員カードが届くまでは「申請中」で公認大会への出場やバッジ申請は可能です。

●全ア連未登録者は、全ア連公認大会への出場資格はなく、大会記録も公認されません。

また、「公認審判員」「公認スポーツ指導者」の資格をお持ちの方は、全ア連登録をしないと**資格を喪失する**可能性がありますので登録を必ずおこなってください。

4. 全ア連公認審判員について

(1) 新規取得(3級公認審判員)について

新規取得講習会(7月10日)終了時に認定申請書の受付を行います。

講習料は無料ですが、3級審判員申請料(4300円:エンブレム代、ルールブック代含む)が必要です。

○認定基準は「18歳以上で全ア連会員登録1年以上、県主催審判講習会課程修了者」です。

(2) 県主催大会審判について(別添の役員・審判員担当表をご覧ください。)

審判員有資格者には年間2・3回程度、大会の役員・審判員をお願いします。不都合等ございましたら、県ア協会事務局までご一報ください。

○全ア連公認審判員は4年毎(オリンピック開催年)に更新となります。更新時の更新申請書には、全ア連公認試合での審判実務記録と審判講習会受講記録を記入しなければなりませんので、更新希望者は全ア連公認試合の審判と審判講習会の受講をお願いします。

5. 競技会での注意事項

(1) 安全上の問題(実施要項記載事項の徹底)

○役員・ジャッジが、安全上の問題(上に向けて引き分けた場合、射場外へ飛ばした場合、射場外へ飛ばす恐れがある場合、矢を標的から半数以上連続して外した場合等)が生じた場合は警告、失格等の措置を行う。

●船橋アーチェリーレンジでの安全条項適用

矢が射場の左右にそれた場合、矢が的後方の屋根(青い的受け)に矢が刺さった場合は、競技規則 209 条 7 項を適用し、失格とする。

(2) 得点記録方法徹底

同的の選手全員で行う。(競技規則 208 条 1 項 3)

○得点記録の例(A 立の得点は A が呼称、B 立が記入、C・D 立は呼称と記入を必ず確認する。また、得点呼称は指差確認し、得点記入後は必ず復唱確認すること。)

●得点記録の報告における虚偽や不正申告を行った場合

競技規則 209 条 6 項 2 により当該選手は失格処分とする。また、当該的使用選手の確認不履行として同一標的使用者の全員を失格処分とすることがある。

(3) スコアカード不備の取り扱いについて

全ア連競技 13-30 通達(2013・11・25)のとおり、スコアカードの未記入、誤記、サイン漏れ等の不備については競技規則 208 条 4 項を厳格に適用する。

・得点(合計点)未記入は「0点」扱い。(10 数・X数の未記入も「0」とする。)

・得点(合計点)の誤記(計算間違い)は次のように処理し、成績表に記載する。

●過少申告は「申告点そのまま記載」 ●過大申告は「申告点を訂正のうえ記載」

・サイン漏れ(選手・記録者)については「失格扱い」とし、成績表には記載しない。